

新型コロナワクチン接種実施医療機関 様

堺 市 保 健 所 長

(公 印 省 略)

新型コロナワクチン令和5年春開始接種等にかかる取扱いについて

平素は、本市保健衛生行政の各般にわたり、格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。さて、令和5年春開始接種については、令和5年3月14日付け堺感対第8411号にて本市の実施方針についてお知らせしたところです。令和5年5月8日からの接種開始に向けて、このたび、取扱いの詳細を下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認いただきますとともに、引き続き新型コロナワクチンの円滑な接種にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 令和5年5月8日から8月31日までの接種対象者と使用ワクチン

年齢別の接種判定フローチャート（別紙1～3）もご確認ください。

(1) 12歳以上【3回目以降の接種（※1）】 **令和5年春開始接種**

①対象者（前回接種日から3か月以上経過していることが必要）

- ・65歳以上の高齢者の方
- ・基礎疾患を有する方（※2）、その他重症化リスクが高いと医師が認める方
- ・医療従事者、高齢者施設等の従事者等

②使用ワクチン：オミクロン株対応ワクチン

(2) 5～11歳（小児）【3回目以降の接種（※1）】

①対象者（前回接種日から3か月以上経過していることが必要）

- ・これまでオミクロン株対応ワクチンを未接種の方 **令和4年秋開始接種（延長）**
- ・オミクロン株対応ワクチンを既に1回接種済みであるが、基礎疾患を有する方（※2）、その他重症化リスクが高いと医師が認める方として、2回目のオミクロン株対応ワクチン接種を希望する方 **令和5年春開始接種**

②使用ワクチン：オミクロン株対応ワクチン

※1 初回接種（12歳以上【1・2回目】、5～11歳（小児）【1・2回目】及び6か月～4歳（乳幼児）【1～3回目】）については、引き続き令和6年3月末まで、未接種者を対象に、初回接種として接種可能（従来株ワクチンを使用）。なお、誤って初回接種にオミクロン株対応ワクチンを使用するケースが散見されますので、ご注意ください。

※2 「基礎疾患を有する方」の詳細については、5（2）を参照してください。

2 接種開始日

令和5年5月8日（月）

3 予約受付開始日

令和5年4月24日（月）

4 接種券について

(1) 本市からの一括発送について

① 65歳以上

オミクロン株対応ワクチンの接種時期に応じて4・5・6月に分割して発送します。

② 基礎疾患を有する方等、医療従事者、高齢者施設等従事者（12～59歳のみ）

令和4年7月から10月に、基礎疾患がある、医療従事者等であるとの理由により接種券発行申請（※3）のうえで、同期間中に4回目接種を受けた方（その後5回目接種を受けた場合は、令和5年1月までに接種済みの方）については、4月17日に接種券を発送しております。

また、接種券発行申請（※3）のうえで、令和4年11～12月に4回目接種を受けた方（その後5回目接種を受けた場合は、令和5年2～3月に接種済みの方）については、5月22日に接種券を発送する予定です。それ以外の方については、接種券発行の申請が必要です。

なお、4回接種や5回目接種の接種券が既に届いているが未接種の方については、その接種券をそのまま使用可能です（新たに接種券は発送しません）。

（※3）接種券なしで接種を受けた医療従事者等含む。

接種時期		5月	6月	7月・8月	接種者数見込み
接種券発送（予定）		4月17日	5月22日	6月19日	
対象者	65歳以上	○	○	○	約16.8万人
	基礎疾患あり・医療従事者等（12～59歳）	○	○	—	約2.8万人
発送件数（予定）	約19.3万件	6万件	8万件	5.3万件	約19.6万人

(2) 本人等からの申請による接種券発行について

以下に該当する方は、接種券発行の申請が必要です。申請方法等は、別紙4をご確認ください。

① 60～64歳で、基礎疾患を有する方や医療従事者等（全員）

② 12～59歳で、基礎疾患を有する方や医療従事者等のうち、(1)の接種券一括発送の対象とならなかった方

③ 5～11歳の方で、既にオミクロン株対応ワクチンを1回接種済みで、「基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方」として、2回目のオミクロン株対応ワクチン接種を希望する方

5 接種に当たっての留意事項

(1) 共通事項

国により定められた接種間隔未満での接種が散見されています。接種に当たっては、必ず前回接種日からの接種間隔（5歳以上の3回目以降の接種の場合は3か月以上）を必ず確認してください。また、こうした間違い接種を防ぐためにも、接種券なしでの接種は行わないようにしてください。

(2) 基礎疾患を有する方への接種について

「基礎疾患を有する方」とは、以下の方が該当します。なお、接種対象者に該当するか否かについては、最終的には予診の段階で医師が判断することとなります。接種実施医療機関等においては、予診の段階で、被接種者に対して基礎疾患の内容等を改めて確認し、当該被接種者が接種対象者であることを確認のうえ、接種していただきますようお願いいたします。

①18歳以上

●以下の病気や状態の方で、通院または入院している方

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ・慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ・免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ・染色体異常
- ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

●基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

②18歳未満

- ・慢性呼吸器疾患
- ・慢性心疾患
- ・慢性腎疾患
- ・神経疾患・神経筋疾患
- ・血液疾患
- ・糖尿病・代謝性疾患
- ・悪性腫瘍
- ・関節リウマチ・膠原病
- ・内分泌疾患
- ・消化器疾患・肝疾患等
- ・先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
- ・その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）

(3) 医療従事者等への接種について

「医療従事者等」とは、重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者で、4回目接種の際と同様です。接種実施医療機関等においては、医療従事者等である旨及び勤務先を口頭により確認のうえ、接種していただきますようお願いいたします。

(4) 令和5年8月31日までに12歳になる方への接種について

令和5年5月8日から8月31日までの接種においては、5～11歳と12歳以上とでは、接種対象者の考え方が異なります。このため、当該期間中に12歳になる方については、誕生日の前日以降、接種対象者に該当しなくなる場合がありますので、ご注意ください。詳細は別紙5をご確認ください。

6 接種体制について

引き続き個別医療機関（約330か所）・集団医療機関（8か所）を中心に接種を実施します。

市が設置する集団接種会場（地域会場）は、令和5年5月13日から設置する予定です（1か所、土日のみの予定）。

7 その他

下記URLに、本通知（別紙含む）等、医療機関向けの情報を掲載しておりますので、適宜ご覧ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/kansensho/kansensho/corona/wakuchin/iryokikan.html>

★検索エンジンで、「堺市 ワクチン 医療関係者」と検索いただければ当該ページ（「医療関係者・施設従事者等の方向けのご案内 - 堺市」）がヒットします。

お問い合わせ先

堺市保健所感染症対策課

新型コロナウイルスワクチン接種推進担当

TEL：072-275-5306 FAX：072-275-5387